

○日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規則等の読替え等に関する規則

(規則等における読替え)

第1条 山形県司法書士会(以下「本会」という。)の定める規則、規程その他の規定(本会が定める様式を含む。)における「職名」の語は、司法書士法施行規則第28条第2項に規定する「職名」と同義で使用されている場合を除き、「職務上の氏名」と読み替えるものとする。

(会員証等の記載)

第2条 本会の交付する会員証又は補助者証に「職名」の語が記載されている場合は、会員証及び司法書士徽章に関する規程第9条若しくは第10条又は司法書士会補助者証取扱規程第5条第1項の規定に基づいて当該会員証又は補助者証が発行されるまでの間、「職務上の氏名」と記載されているものとみなす。

2 本会が発行する証明書(会員証及び補助者証を除く。)又は本会に提供される書類(いずれも電磁的記録によるものを含む。)に「職名」の語が記載されている場合は、「職務上の氏名」と記載されているものとみなす。

附 則 (令和2年5月22日総会承認)

1 この規則は、日本司法書士会連合会会則第37条第3項が変更されることを条件に、同会則の施行の日(令和2年8月1日)から効力を生ずる。

2 この規則は、この規則に基づいて「職務上の氏名」と読み替えられ、又は記載されているとみなされる「職名」の語の全てが「職務上の氏名」に改められたときは、その効力を失う。